

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体の概要

(1) 事業系一般廃棄物

①収集運搬計画

区域		久留米市（田主丸町、北野町を除く。）		田主丸町		北野町
----	--	--------------------	--	------	--	-----

②収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等

番号	契約事業所	所在地	業種	取り扱う 廃棄物	収集運搬 量（月）	収集運搬 回数（回）
1		久留米市				
2		久留米市				
3		久留米市				
4		久留米市				
5		久留米市				
6		久留米市				
7		久留米市				
8		久留米市				
9		久留米市				
10		久留米市				
11		久留米市				
12		久留米市				
13		久留米市				
14		久留米市				
15		久留米市				

\*記入上の注意

- ・該当する区域に○を記入し、区域ごとに作成すること。
- ・契約事業所の所在地は必ず番地まで記入すること。
- ・取り扱う廃棄物は、紙屑、野菜屑、塵芥、雑芥など内容が分かるように記入すること。

(2) 家庭系一般廃棄物

①収集運搬計画

区域		久留米市(田主丸町、北野町を除く。)		田主丸町		北野町
----	--	--------------------	--	------	--	-----





### 事務所等付近見取図

見取図の種類	事務所 ・ 事業場 ・ 車庫 ・ 洗車場 ・ その他 ( )		
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	
※半径1 km以内の見取図を記入すること			



## 運搬車両の写真

自動車登録番号		車両の名称	
前面の 写真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>		
	側面の 写真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・社名（屋号）等の表示が確認できること。</li></ul>	
撮影		年 月 日	

## 運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・容器の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・容器の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			

# 施設使用承諾書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

貴殿が下記の  
土地  
車両  
を一般廃棄物収集運搬施設として使用することを承諾します。

## 記

1. 期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2. 一般廃棄物収集運搬施設

(1) 駐車場 地番

面積

(2) 車両の登録番号

## 誓 約 書

住 所

氏 名

( 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 )

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、下記（10を除く。）に該当するに至った場合には、環境省令で定めるところによりその旨を届け出ます。

- 1 破産者で復権を得ないもの
- 2 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は次の法令に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
  - (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
  - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
  - (4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
  - (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
  - (6) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
  - (7) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
  - (8) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
  - (9) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
  - (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 6 刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（傷害現場助成）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- 9 8に規定する期間内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、8の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 10 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から10までのいずれかに該当するもの
- 12 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から10までのいずれかに該当する者のあるもの
- 13 個人で政令で定める使用人のうちに1から10までのいずれかに該当する者のあるもの

・役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。

・政令で定める使用人とは、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の処理に関して契約を締結する権限を有する者をいう。